平成２２年（フ）第７５１号
相模原市中央区上矢部１丁目13番32号
債務者　松下　昇平
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６１号
相模原市中央区由野台２丁目29番６号
債務者　宇田川吉和
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６２号
相模原市中央区由野台２丁目29番６号
債務者　宇田川文子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９１号
相模原市中央区相模原４丁目７番19号　シャテロ白井404
債務者　土門　一成
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９２号
相模原市中央区相模原４丁目７番19号　シャテロ白井404
債務者　土門　真美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９３号
神奈川県座間市立野台１丁目16番34号　カトレア荘102号
債務者　濱田　信義
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８００号
相模原市中央区光が丘３丁目27番10号　レインボー光が丘203
債務者　川西　夏子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８１４号
相模原市南区古淵１丁目２番４号
債務者　土屋　貴之
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９９８号
岡山県玉野市宇野３丁目31番17号
債務者　三宅　芳明
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５６号
岡山市南区妹尾926番地２
債務者　橋本　静子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４３号
岡山市中区浜372番地１　ファミール岡山110号室
債務者　田村　冷子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１１号
岡山市東区西大寺上２丁目４番89号　301、前住所岡山市南区富浜町１番12号
債務者　高橋　和久
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３０号
岡山市南区南輝１丁目18番15号　木村マンション103号
債務者　金子　博志
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８２号
東京都板橋区大谷口上町48－６－201
債務者　伊藤　万里
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４号
東京都杉並区桃井１丁目38－７　ビーバーズⅡ201
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部